一般社団法人日本大腸肛門病学会定款施行細則

第1章　基本診療科

第1条（正会員の基本診療科）

正会員の基本診療科を以下の3領域とし，入会申し込み書に明記する．

(1) 内科・放射線科・病理科・その他　（Ⅰ）

(2) 外科　（Ⅱa）

(3) 肛門科　（Ⅱb）

2.　正会員が基本診療科の変更を希望するときは，変更申請書を本法人事務所に提出しなければならない．

第2章　会員の懲戒

第2条（会員の懲戒）

総会において会員の除名決議を行う場合，その総会の1週間前までに当該会員に通知するとともに，当該会員が希望すれば，同総会において弁明の機会を与えなければならない．

2.　定款第10条の規定により理事長が会員を会員資格停止処分，厳重注意等に処する場合は，理事会の議決が必要である．会員資格停止の期間は3年を超えないものとする．

第3条（退会又は懲戒に伴う権利及び義務）

会員が定款第9条又は第10条の規定によりその資格を喪失したときは，本法人に対する権利を失い，義務を免れる．ただし，既に発生した未履行の義務は，これを免れることができない．

2.　本法人は，会員がその資格を喪失しても，既に納入した会費は返還しない．

3.　一旦資格を喪失した者の再入会については，次の各号による．

(1) 定款第9条により資格を喪失した者は，同第7条により再入会できる．

(2) 定款第10条により資格を喪失した者は，資格喪失後5年以上経た時点で同第7条により再入会の申請ができるが，再入会の可否については，理事会の承認を要する．

4.　会員は定款第10条の規定によりその資格を停止されたときであっても，会費納入の義務を負う．資格が停止されている期間中も会員としての身分は保有し，本法人が主催する年次学術集会や教育セミナーへの参加は制限されない．ただし，本法人が主催する年次学術集会への演題応募及び機関誌への論文の投稿，専門医及び指導医の認定申請はできない．

5.　厳重注意等の処分を受けた会員は，事後の学会活動において，注意等の内容に十分に留意して活動するものとする．

第3章　役員の選出

第4条（理事の選挙権と被選挙権）

理事選挙の有権者は社員（以下「評議員」という．）である．

2.　理事の被選挙権は評議員が有するが，理事選挙のある年の8月31日現在満65歳以上の評議員は，被選挙権は無いものとする．

第5条（理事の基本診療科別定数）

基本診療科別の理事の定数は以下の如くとする．

(1) 内科・放射線科・病理科・その他　（Ⅰ）：3　名

(2) 外科　（Ⅱa）：8　名

(3) 肛門科　（Ⅱb）：4　名

第6条（理事の選出）

理事の選出に関する業務は選挙管理委員会が行う．

2.　理事の選出のための選挙は，4年に1回行なう．

3.　選挙管理委員会は，理事長の指名する3名の評議員によって構成され，互選により委員長を選出する．ただし，選挙管理委員は理事に立候補できない．

4.　選挙管理委員長は被選挙人名簿を定例総会の4か月前に評議員に郵送する．

5.　被選挙人名簿に対する異議は郵送後1か月以内に選挙管理委員会あて申し立てる．

6.　理事に選出されたい者は，被選挙人名簿郵送後定められた期日までに氏名，所属施設名，生年月日，履歴および所信を800字程度にまとめて，選挙管理委員会に届けるものとする．

7.　本条第6項以外の選挙活動は自粛する．

8.　選挙管理委員会は定例総会の2か月半前までに立候補者名簿および投票用紙を評議員に郵送する．

9.　選挙は所定の用紙に無記名で立候補者の中から15名以内を連記して郵送投票し，前条の規定による基本診療科別理事定数に従って得票数の順に15名選出する．各基本診療科における当落線上で得票数同数の者が2名以上の場合には，選挙管理委員会が抽選によって，その順位を決定する．

10.　立候補者が各基本診療科別理事定数以内の場合は，当該領域においては無投票にて全員当選とし，定数に不足する分は，理事長の推薦により，その基本診療科の評議員の中から委嘱する．選挙にて選出された理事は「選挙による理事」，委嘱された理事は「委嘱による理事」とする．

11.　理事の選挙は定例総会の2か月前までに完了し，選挙管理委員長は選挙の結果を全評議員に通知し，日本大腸肛門病学会雑誌及び本法人のホームページに公表したのち解散する．

第7条（理事の信任）

4年毎に行われる理事選挙の中間年にあたる年には，全ての理事は定例総会において信任を得るものとする．

第8条（理事の欠員・補充）

「選挙による理事」に欠員を生じたときは，理事選挙の次点者をもって補充する．欠員者が無投票によって選出された「選挙による理事」，あるいは第6条第10項により委嘱された「委嘱による理事」である場合には，第6条第10項と同様の方法で委嘱し，補充する．補充された理事の任期は前任者の残りの期間とする．

第9条（理事長の選任）

理事長は「選挙による理事」の互選で選出される．

2.　理事長選挙は，監事の互選によって選出される理事長選出委員長によって管理される．

3.　理事長選出委員長は，新理事長選出会議の開催を，理事選出完了後1週間以内に2週間以上の予告期間をもって全ての「選挙による理事」に通知する．

4.　全ての「選挙による理事」は選挙権と被選挙権を有する

5. 選挙は無記名単記投票により行なう．

6. やむを得ない理由のため新理事長選出会議に出席できない「選挙による理事」は，理事長選挙についての投票を,予め理事長選出委員長に提出することができる．

7.　得票数の一番多い者が理事長に選出される．最上位者の得票数が同じ場合には，この最上位者を対象として第5項に従って再度投票を行ない，第一位を決定する．この場合,新理事長選出会議に欠席した「選挙による理事」は選挙権を有しない．

第10条（理事長の信任）

4年毎に行なわれる理事選挙の中間年にあたる年には，定例総会において信任を得た理事によって構成される理事会において信任を得るものとする．

第11条（理事長の代行等）

理事長に事故があるときは，「選挙による理事」の互選によって，理事長代行を選任する．

2.　理事長代行は，理事長が会務に復帰するまでの間，理事長の職務を代行する．

3.　理事長が欠けたときは，第9条の規定に従って新たな理事長を選任する．

4.　任期途中で欠けた理事長の後任として選任された理事長の任期は，前任者の残り期間とする．

第12条（監事の欠員・補充）

監事に欠員を生じたときは，定款第13条第5項により選任され，任期は前任者の残り期間とする．

第4章　評議員の選出と資格喪失

第13条（評議員選出の種類）

評議員選出は，一斉選出と補充選出の2種とする．

2.　一斉選出は5年ごとに行い，全ての評議員を改めて選出する．

3.　補充選出は一斉選出以外の年に行い，評議員欠員分のみ補充選出する．

第14条（選出方法）

評議員は，一斉選出，補充選出にかかわらず，毎年6月に開催される評議員資格検討委員会における審議を経て，理事会において審査・選出され，理事長が委嘱する．

第15条（資格および申請）

評議員になるための審査を申請する者は，所定の申請書を添えて毎年4月末日（一斉選出の年は2月）までに本法人事務所に提出する．

2.　評議員になるための審査を申請する者は，次の第1号から第5号まで全ての資格を有していなければならない．

(1) 申請時に継続15年以上本法人会員であり， かつ会費を完納していること

(2) 本法人指導医であること

(3) 最近5年間に3回以上本法人年次学術集会に出席していること

(4) 申請年の8月31日において満68歳未満であること

(5) 申請時の過去5　年間に筆頭者として発表した大腸肛門病学に関する研究論文が1件以上あることただし，　筆頭者でない論文，学会発表の筆頭演者または本法人定期学術集会の座長および司会3件で，　筆頭者の研究論文1件に換算する．業績評価については，別に定める“評議員選出に関する評価基準”に掲載のあるものとする．ただし通算15年以上評議員であった者の業績は次項に定めるものとする．

3.　前項の規定にかかわらず，通算15年以上評議員であった者で評議員になるための審査を申請する者が前項(1)～(4)の資格を満たしていて，かつ次に定める条件のいずれかを満たしている場合は，評議員になるための審査を申請することができる．

(1) 5年間で総会3回以上の出席（ただし，委任状による出席は欠席とみなす．）

(2) 5年間で本法人年次学術集会の座長又は司会2回以上

第16条（申請資格の喪失）

評議員が一斉選出の年の直前3回の総会を，正当な理由なくして連続して欠席している場合には，申請資格を喪失する．委任状による出席並びに書面による表決参加は欠席とみなす．正当な理由に関する判定は，次条第2項を適用する．

第17条（評議員資格の喪失）

総会を正当な理由なくして3回連続して欠席した場合には，任期途中であっても，評議員資格を失う．本項の適用に関しては，委任状による出席並びに書面による表決参加は欠席とみなす．

2.　総会前か，総会終了1か月以内に，本法人事務所に総会欠席の理由書が提出された場合に限り，評議員資格検討委員会がその正当性を検討し，正当と認められた場合には，正当な理由なくしての欠席とはみなさない．

3.　評議員が職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるときは，理事会の議を経て，評議員総数の3分の2以上の賛成により，当該評議員を解任することができる．

4.　前項の規定により解任する場合は，当該評議員にあらかじめ通知するとともに，解任の議決を行う前に，当該評議員が希望すれば，理事会及び総会において弁明の機会を与えなければならない．

5.　第3項により解任された評議員は，再度評議員になることはできない．

第5章　日本大腸肛門病学会賞

第18条（学会賞授与対象）

日本大腸肛門病学会賞（以下「学会賞」という．）を，日本大腸肛門病学会雑誌およびDiseases of the Colon and Rectum（以下「学会誌」という．）に掲載された優れた論文の著者に授与する．

第19条（学会賞の選考）

学会誌編集委員長は，総会前1年間に学会誌に掲載された論文のうちから，　候補論文を数編選び選考委員会に推薦する。

2．選考委員会は学会賞受賞論文を決定し、理事会の承認を得る。

第20条（学会賞の授与）

学会賞ならびに副賞は，総会において会長が授与する．

第21条（学会賞副賞）

学会賞副賞の基金は日本大腸肛門病学会賞基金による．

第6章　会費

第22条（年額会費）

各会員の会費の年額は以下の如くとする．

（1）正会員　：10,000円
（2）準会員　：8,000円
（3）賛助会員：1 口10,000円，1 口以上
（4）評議員　：15,000円

ただし，名誉会員および特別会員は，会費を納めることを要しない．

第7章　定款施行細則の変更

第23条（定款施行細則の変更）

本施行細則は，理事会ならびに総会で，出席構成員の過半数の賛成によって変更することができる．

第8章　補　則

第24条（本法人設立後初めての評議員の選任とみなし入会）

本施行細則第4章の規定にかかわらず，本法人設立時に任意団体日本大腸肛門病学会の評議員であった者は，本施行細則の施行日に本法人の評議員に選任されたものとみなす．

2.　本法人設立時に任意団体日本大腸肛門病学会の会員であった者は，本施行細則の施行日に本法人に入会したものとみなす．

付則1　本法人は，昭和35年5月21日に設立された日本大腸肛門病学会の組織の実態について，平成18年12月26日に有限責任中間法人として設立されて法人格を取得したものである．本法人設立前の会則施行細則改定の経緯は次の通りである．

昭和49年 1 月12日 制定
昭和55年10月30日 制定
昭和60年 6 月28日 制定
平成 6年 11月27日 制定
平成 6年 11月27日 改定

平成 8年 10月25日 改定
平成10年10月16日 改定
平成14年10月 3 日 改定
平成16年11月 4 日 改定

付則２　本施行細則は本法人設立に伴い平成19年 2月17日に施行された．その後の改定の経緯は次の通りである．

平成19年 9月 8日 改定
平成19年 11月 1日　改定
平成20年10月16日　改定
平成21年11月 5日　改定
平成22年11月25日　改定
平成23年11月24日　改定